

男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、男鹿市、大潟村のすぐれた自然資産を保全・研究するとともに、歴史、自然、文化遺産等と結びつけ、教育やジオツーリズムの場として活用できる環境を整備することにより、「男鹿半島・大潟ジオパーク」として世界ジオパーク登録を目指し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男鹿半島・大潟ジオパークに関する調査研究に関すること。
- (2) 男鹿半島・大潟ジオパークに関する情報収集並びに教育及び普及啓発に関すること。
- (3) 男鹿半島・大潟ジオパークに関する地域振興及び観光振興に関すること。
- (4) 男鹿半島・大潟ジオパークに関する団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、第2条に掲げる目的に賛同する団体とする。

3 賛助会員は、本会の活動に賛助協力する者とする。

4 会長は、入会しようとする者が協議会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、入会を承認し、次の総会に報告するものとする。

5 協議会には、必要に応じて顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務の執行及び財務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 4 総会は、会長が招集し、議長は会長が指名する。
- 5 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

(幹事会)

第12条 協議会に、その会務を円滑に推進するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、会長が各正会員の構成員の中から指名する。
- 3 幹事会に、幹事の互選により選出された代表幹事1人を置く。
- 4 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集し、代表幹事は幹事会の議長となる。
- 5 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第13条 協議会に、第3条に掲げる事業を遂行するため、委員会を置くことが

できる。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を男鹿市観光文化スポーツ部に置く。

(経費)

第15条 協議会の経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、当分の間、男鹿市と大潟村が協議して負担する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年3月25日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員の任期については、第9条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成22年10月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年4月27日から施行する。